

令和8年度  
第10期沖縄県高齢者保健福祉計画策定事業  
委託業務（案）

沖 縄 県

○ ○ ○

令和8年度第10期沖縄県高齢者保健福祉計画策定事業  
委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、第10期沖縄県高齢者保健福祉計画策定事業について、下記の条項のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 業務の名称  
第10期沖縄県高齢者保健福祉計画策定事業
- (2) 業務の内容  
別添仕様書に定めるとおりとする。

（委託期間）

第2条 業務委託の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、業務委託に要する経費として、\_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額は\_\_\_\_\_円）を乙に支払うものとする。

2 前項の取引に係る消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 委託料の内訳は別紙委託料内訳書のとおりである。

（契約保証金）

第4条 沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する。ただし、同条第2項各号に該当する場合は免除する。

（費目の変更）

第5条 乙は、業務を効果的に処理するため、見積書によって指定された費目を変更する必要があるときは、甲の承認を受けて変更することができる。ただし、各費目間の経費の20パーセント以内の変更は、この限りでない。

（一括再委託等の原則禁止）

第6条 乙は、原則として業務を自ら実施するものとし、業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができる。

- 3 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙が第1項から第3項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、第三者に対しこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

(委託料で購入する備品)

- 第8条 本委託業務を通じて購入した備品（以下「備品」という。）は、甲に帰属するものとする。
- 2 備品は、原則として本委託業務以外の目的に使用できないものとする。
  - 3 乙は善良な管理者の注意をもって備品の管理を行うものとする。備品に故障等が発生した場合は、速やかに甲に報告し、復旧について協議するものとする。

(実績報告書の提出)

- 第9条 乙は業務が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書及び委託料収支精算報告書を甲に提出し、その検査、確認を受けなければならない。
- 2 乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、乙に対し、不十分な部分について追加を求めることができる。
  - 3 前項の追加分については、乙の自己負担により速やかに実施しなければならない。

(委託料の額の確定)

第10条 甲は、乙が前条の規定に基づき提出した実績報告書を検査し、正当と認めるときは、委託料の額を確定し乙に通知するものとする。なお、精算の結果、その金額が当初の委託料の額に満たないときは、その精算額をもって委託料とする。

(過払い金の返還)

第11条 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託料の支払い)

第12条 委託料は、乙より委託事業完了に伴う実績報告書等の提出があり、甲の検査に合格した後に支払うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、甲は乙の請求に基づき、必要があると認めたときは、概算払をすることができる。
- 3 乙は、前項の概算払により支払を受けた委託料について、適正な執行と効率的な運用を図るとともに本事業以外に使用してはならない。
- 4 甲は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 5 乙は、既に支払いを受けた委託料が第10条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲に返還するものとする。
- 6 乙が前項に規定する金額を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利2.5パーセントの延滞金を徴収できるものとする。

(契約の解除及び違約金)

第13条 甲は、乙が本契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙の責により、委託事業期間内に業務が完了しない場合は、延滞日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5パーセントの割合の違約金を徴することができるものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第14条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含

む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第15条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### (不可抗力等による事業の中止等)

第16条 甲は、天変地異その他やむを得ない事由により、乙が受託した事業を遂行することが困難であると認めるときは、乙に対して契約の解除、又は委託した事業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止を甲に申し出て、甲と協議のうえ、契約を解除することができる。
- 3 甲は、天変地異その他やむを得ない事由により、委託事業の内容を変更する必要がある場合、甲乙協議のうえ、仕様書に記載された委託事業の内容を変更し、契約を変更することができる。
- 4 第1項及び第2項に基づき契約を解除した場合、甲乙協議のうえ、甲はただちに委託料の精算を行い、既に支払った委託料がある場合は、その全部もしくは一部の返還を乙に請求することができる。
- 5 第1項及び第2項に基づく契約の解除または事業の全部もしくは一部の停止に伴う損害金及び免責等について、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

#### (委託業務の調査等)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。

- 2 甲は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、乙に対して適切な措置をとるべきことを指示することができる。

#### (委託業務の変更、中止等)

第18条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、履行期間又

は委託料を変更する必要があるときは、甲乙において事前に協議するものとする。なお、変更後の契約内容によっては、契約金額を下回る場合がある。

(損害の負担)

第19条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第20条 乙は、第13条及び第14条に該当する契約解除により、甲に損害を与えたときは、その損害を補償する。

2 乙は、第13条第1項に該当する契約の解除により損害を受けたときは、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(機密保持・個人情報等の取扱い)

第21条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約不適合責任)

第22条 甲は、第9条の委託業務実績報告等の提出後、1年以内に限り、乙の責めに帰すべき契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、契約の修補を求めることができる。

2 甲は、乙が同意したときは、前項の不適合部分の修補に代えて、乙に損害の賠償を請求することができる。

(帳簿等)

第23条 乙は、業務に係る経費について別に帳簿を備え、収入・支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を受託期間終了後5年間保管しなければならない。

(費用の負担)

第24条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

甲 沖縄県知事 玉城 康裕

住所

乙

別紙 委託料内訳書

費 目	予算額 (円)	内 容
(1) 人件費 (2) 直接経費 ① 旅費 ② 使用料及び賃借料 ③ 需用費 ④ 役務費 (3) 一般管理費 ((1)+(2)の10%以内) (4) 消費税 ((1)+(2)+(3)) ×10% (5) 合 計		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費、交通費</li> <li>・ 会場費</li> <li>・ 印刷製本費、消耗品費、その他</li> <li>・ 通信運搬費、その他</li> <li>・ ((1)+(2)) の10%以内</li> <li>・ ((1)+(2)+(3)) ×10%</li> <li>・ ((1)+(2)+(3)+(4))</li> </ul>
計	6,683,000	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

**第1** 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

**第2** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

**第3** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

**第4** 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

**第5** 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

**第6** 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

**第7** 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個

人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

**第8** 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

**第9** 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

**第10** 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

**第11** 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、

乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

**第12** 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

**第13** 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

**第14** 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

**第15** 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

**第16** 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

**第17** 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者(沖縄県)、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。